

議案第23号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和3年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容を受け、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 期末手当の支給月数の改定（第1条関係）

期末手当について、再任用職員以外の一般職の職員の支給月数を0.15月分引き下げ、再任用職員の支給月数を0.10月分引き下げる。

(期末手当の支給月数)

	支給月	支給月数	
		現 行	改 定 後
再任用職員 以外の職員	6月	1.275月	1.20月
	12月	1.275月	1.20月
	合 計	2.55月	2.40月
再任用職員	6月	0.725月	0.675月
	12月	0.725月	0.675月
	合 計	1.45月	1.35月

(2) 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職の職員の期末手当の支給月数を引用する規定について、所要の改正を行う。（※会計年度任用職員については、期末手当の支給月数は改定なし。また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用対象外）

2. 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定に基づき算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に、再任用職員以外の職員にあっては、127.5分の15を、再任用職員にあっては、72.5分の10を乗じた額を減じた額とします。